

正 誤 表

『<平成28年3月申告用> 所得税 確定申告の手引』(平成28年1月10日発行及び平成28年1月25日発行)において、下記の誤りがありました。お詫びの上、以下の通りに訂正させていただきます。

税務研究会出版局

◆ 580頁 『相続財産を譲渡した場合の譲渡所得の特例』

上から2行目

(誤) 『相続又は遺贈により財産を取得したこと……』

(正) 『平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により財産を取得したこと……』

上から6行目

(誤) 『……措令25の16、平26改正措法附63。』

(正) 『……措令25の16、平26改正法附63。』

◆ 580頁 下から7行目 (注)4の次の段落に下記の文章を追加

平成26年12月31日以前に開始した相続により、その財産を譲渡した場合の譲渡所得の取得費の特例については、以下の通りとなります(旧措法39①、旧措令25の16)。

譲渡益の金額＝ 譲渡収入金額 － (取得費＋譲渡費用＋A)

① 譲渡資産が土地又は土地の上に存する権利(相続開始時の棚卸資産等を除く。以下「土地等」という。)の場合

取得費に加算する相続税額 (A) =
$$\frac{\text{その人の相続税額に係る課税価格のうち土地等に係る部分の価額}}{\text{その人の相続税額に係る課税価格}} \times \text{その人の相続税額}$$

(注) 1 その譲渡に係る土地等以外の土地等の譲渡につき、すでにこの特例により取得費に加算された金額がある場合には、上記のAの金額は、その加算された金額を控除した金額となります。

2 「その人の相続税額に係る課税価格のうち土地等に係る部分の価額」の土地等からは、次に掲げるものを除外します。

(1) 物納の許可を受けて物納した土地等(納付を困難とする相続税の金額に相当する部分に限る。)

(2) 物納申請中の土地等

② 譲渡資産が土地等以外の場合

$$\text{取得費に加算する相続税額 (A)} = \frac{\text{その人の相続税額}}{\text{その人の相続税額に係る課税価格のうち譲渡資産に係る部分の価額}} \times \frac{\text{その人の相続税額に係る課税価格}}{\text{その人の相続税額に係る課税価格}}$$

(平 28. 1. 14)